

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成20年12月から21年3月までは22万円、同年6月は20万円、同年8月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、22年1月は19万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年6月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②及び④については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月6日、資格喪失日が22年8月1日とされ、当該期間のうち、21年10月6日から同年11月6日までの期間及び22年7月6日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、資格喪失日を22年8月1日とし、申立期間②及び④の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤については、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成22年8月1日、資格喪失日が24年10月11日とされ、当該期間のうち、22年8月1日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、資格取得日を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、同年8月は17万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 10 月 6 日まで
② 平成 21 年 10 月 6 日から同年 11 月 6 日まで
③ 平成 21 年 11 月 6 日から 22 年 7 月 6 日まで
④ 平成 22 年 7 月 6 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 22 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①及び③については、A社で実際に支給された給与は、オンライン記録より多かったと思う。申立期間②及び④については、同社における厚生年金保険の被保険者期間について誤りが判明した。申立期間⑤については、B社における厚生年金保険の被保険者期間について誤りが判明した。

申立期間①及び③については、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②、④及び⑤については、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 22 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 8 月及び同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 26 万円、22 年 1 月は 19 万円、同年 2 月及び 3 月は 22 万円、同年 6 月は 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、平成 20 年 12 月から 21 年 3 月までの期間、同年 6 月、同年 8 月、同年 11 月、同年 12 月、22 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 6 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成 21 年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月、同年 9 月、22 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②及び④については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、当該賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑤については、B社から提出された申立人に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、当該賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 22 年 8 月は 17 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 20 万円、同年 11 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7839

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和47年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年10月31日から15年11月1日まで
平成12年3月1日から15年10月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が所持している退職届、B健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成15年10月31日まで勤務していたことが確認でき、また、平成15年分賃金台帳から、同年10月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成15年分賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10

月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和56年3月31日から同年10月1日までの期間について、C社における申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和56年3月31日から同年11月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社、C社及びD社に継続して勤務していたにもかかわらず、各社間で異動する際に厚生年金保険の被保険者期間に空白期間がある。これら3つの会社は全て関連企業であるので空白期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和49年9月21日から勤務し、1日の空白も無く同社のE部門を分社化したC社に入社したと述べているところ、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同種の業務に従事していた当時の同僚に照会した結果、

申立人の主張したとおり A 社と C 社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うとの供述が得られた上、当該同僚から提出された預金通帳によると、申立期間①及びその前後の期間の給与の振込元として、「C」の名称で継続して振り込まれていること、その振り込まれている金額が申立期間①及びその前後の期間でほぼ一定の金額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 55 年 7 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料等が無いため、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和 56 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、申立人の同僚から提出された給与振込口座への振込記録及び複数の同僚の供述により、C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、昭和 57 年 1 月 18 日に申立人の 56 年 10 月の定時決定が取り消され、被保険者の資格を同年 3 月 31 日に喪失したとする処理が行われていることが確認できる上、C 社が同年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなったとする処理についても 57 年 1 月 18 日に行われていることが確認できる。

また、C 社の被保険者の中には、申立人と同様、昭和 56 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の取消し及び被保険者資格を喪失した旨の処理が 57 年 1 月 18 日に行われているものが多数存在することから、56 年 3 月 31 日において、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 3 月 31 日に厚生年金の被保険者としての資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 10 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が継続して D 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚から提出された給与振込口座への給与振込記録では、昭和 56 年 10 月の給与の記録が確認できない上、社会保険事務所の記録において D 社は同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚によると昭和 56 年 10 月分の給与は現金で受領したとしている上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 56 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社、B社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間がある。関連企業間の出向であるので空白期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る労働者名簿から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「当時の資料は無いが、担当者が資格喪失日を間違えた可能性は否定できない。」と回答していることから、昭和37年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 7843

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和 57 年 1 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から 58 年 10 月までは 18 万円、同年 11 月から 60 年 7 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 60 年 8 月 19 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 7 月までの標準報酬月額が、支給されていた給与に比べ低いと思う。給料支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された A 社の給料支払明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 57 年 1 月から同

年9月までは17万円、同年10月から58年10月までは18万円、同年11月から60年7月までは19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が保管されていないので不明であると回答しているが、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は13万円、申立期間②は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、平成16年8月支給及び18年12月支給の賞与の記録が抜けている。厚生年金保険料も当該賞与から控除されていたので、調査の上、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分及び18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 22 日

A社から、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社が顧問契約を結んでいた労務管理事務所が保管する賞与支払届一覧表により、事業主から賞与を支給されていることが確認でき、元事務担当者が提出した賞与明細一覧表により、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記資料において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は商業登記簿により平成 24 年 4 月 30 日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月23日及び19年7月31日は30万円、同年12月25日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日
② 平成19年7月31日
③ 平成19年12月25日

年金記録によれば、A社における平成17年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が無いが、賞与明細書によると厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、賞与明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の賞与明細書により、申立人は、申立期間①から③までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年12月23日及び19年7月31日は30万円、同年12月25日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7853

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

昭和46年から55年まで継続してA社に勤務し、47年7月1日付けで同社C本社から同社D工場に異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答文書、従業員原簿、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し（A社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社から同社D工場に異動したとする複数の同僚の供述から判断して、昭和47年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和47年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A社に勤務していた期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A社に勤務していたとして申立人が名前を挙げた3人を含む同僚5人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していたと思う旨回答している。

また、現在の事業主は、申立期間は、会社がC区からD市に移転した時期で、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しているが、申立人は継続して勤務していたと考えられると供述していることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

さらに、上記同僚のうち二人が、申立人は申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるもので、従業

員との雇用関係等は変わらないため、申立期間に係る保険料も控除していたと考えられると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A社では、当時、物（E製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA社における事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていことから、社会保険事務所では、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から21年1月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、10年10月及び同年11月は38万円、同年12月から11年4月までは34万円、同年5月から12年3月までは36万円、同年4月から15年3月までは38万円、同年4月から16年1月までは44万円、同年2月から20年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から20年12月まで

A社における申立期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給された給与額より低くなっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立人の平成8年11月1日から9年10月1日までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初申立人が主張する38万円と記録されていたところ、10年6月23日付けで、9年10月の定時決定を取り消した上で8年11月に遡って19万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人の平成9年11月1日から10年10月1日までの期間の

標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初申立人が主張する 38 万円と記録されていたところ、10 年 6 月 24 日付けで、9 年 11 月 1 日に遡って 19 万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人と同時期に入社した 10 人のうち 9 人の同僚も同様に平成 10 年 6 月 23 日及び同年 6 月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われていることが確認できる。

加えて、A 社に係る滞納処分票により、同社は申立期間のうち、平成 9 年 11 月から 10 年 5 月までの厚生年金保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 6 月 23 日及び同年 6 月 24 日付けで行われた遡及訂正は事実在即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、38 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間における申立人提出の総合口座通帳（写し）に記載された給与振込額から推認される報酬月額及び 16 年 1 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間における A 社から提出された賃金台帳に記載されている報酬月額は、それぞれオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。同社の社会保険事務担当役員は、同社では、申立期間当時、従業員の実際の給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所に届出し、厚生年金保険料は本来の支給額に基づいて給与から控除していたとしている。

また、申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについては、上記賃金台帳（平成 16 年 1 月から 20 年 12 月まで）以外に、これを確認できる資料は無いが、申立人と同様に 10 年 6 月 23 日及び同年 6 月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われていることが確認できる同僚から提出された同年 10 月から

17年3月まで（12年2月及び16年1月を除く。）の支給明細書では、当該期間において9年10月の定時決定時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、15年4月から16年8月までの各月において控除されている厚生年金保険料は同一額であることから、申立人は10年10月から15年3月までは、9年10月の定時決定時の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を、15年4月から同年12月までは、上記貸金台帳に記載された16年1月から同年8月までの各月に控除されている厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、上述の保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち平成10年10月及び同年11月は38万円、同年12月から11年4月までは34万円、同年5月から12年3月までは36万円、同年4月から15年3月までは38万円、同年4月から16年1月までは44万円、同年2月から20年12月までは41万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成7年9月1日から8年11月1日までの期間及び9年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の総合口座通帳（写し）に記載された給与振込額から推認される報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回る額であることがうかがえる。

しかしながら、当該期間における標準報酬月額については、オンライン記録において上記1のような遡及訂正処理の形跡は確認できず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（給与明細書、貸金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると平成7年9月1日から8年11月1日までの期間及び9年10月1日から同年11月1日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5230

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金に加入当初は、国民年金保険料を納付していなかったため、後日、未納分の保険料を納付するよう通知が届き、このままでは、将来、年金を受給できなくなると聞いたので、数か月分を数回に分けて遡って納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入当初は、国民年金保険料を納付していなかったため、後日、未納分の保険料を納付するよう通知が届き、申立期間については、月100円から150円の保険料を3か月又は6か月分ごとにまとめて、おおむね7回程度納付したと申述しているところ、日本年金機構A事務センターでは、同事務センターの保管資料である「Aの国民年金<十年のあゆみ>」から、昭和40年代に過年度保険料の徴収対策が実施されていたことがわかる旨、回答しているものの、申立人には、当該通知が届いた時期及び保険料の納付時期についての具体的な記憶が無いため、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和40年4月から43年3月までの保険料は、過年度納付されている（納付日は記載されているものの不鮮明な月が多く、台帳保管庁であるB年金事務所に照会したが明確な回答を得ることができなかった。）が、申立人は、19年で老齢年金の受給資格期間を満たす者であるところ、過年度納付の記録のある40年4月以降、申立人が60歳に到達する月の前月（59年*月）までの期

間は、19年7か月であること、上述した「Aの国民年金<十年のあゆみ>」によると、「大正3年4月2日から昭和6年4月1日生まれの被保険者のうち、資格取得時から全く保険料を納付していない者等の未納者に、受給権確保に重点をおいた徴収計画を策定し、対象者には郵送で納付書と老齢年金受給資格期間についての説明書を送った」と記載されていることなどを考慮すると、申立人が申立期間の保険料も納付していたとまで推認するのは困難である。

さらに、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の昭和43年度の国民年金保険料は、第1回特例納付制度により、昭和47年5月（日付は不明）及び同年6月30日に納付されており、仮に、同制度を利用して納付した場合の申立期間の保険料額は2万1,600円（450円×48月）となり、これは、申立人が申述する納付方法から推計する保険料額と大幅に相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び8年12月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成8年12月から9年8月まで

申立期間①については、当時、「学生なのに国民年金保険料を納付しなければいけないのか。」と母親に質問し、「そういう決まり。」という返答の中で、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた記憶がある上、加入期間が平成4年4月の就職前の1年間だけとなっているのは不自然である。

申立期間②については、短い期間であっても真面目に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間①及び②に係る国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が、申立人が学生の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた記憶がある上、加入期間が平成4年4月の就職前の1年間だけとなっているのは不自然であると主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、同手続等を行ったとするその母は、高齢のため申立期間①の保険料の納付時期、納付期間及び納付金額についての記憶が明確ではなく、当時の状況について不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年7月頃に払い出されたと推認され、その

頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日には「平成3年4月1日」と記載されていることから、申立期間①については、国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入期間が就職前の1年間だけとなっているのは不自然であると主張しているが、制度上学生が国民年金に強制加入とされたのは平成3年4月1日からであり、学生だった申立人が年金手帳に記載されている同年4月1日から国民年金に加入していることに不自然さはない。

- 2 申立期間②について、申立人は、短い期間であっても真面目に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い国民年金保険料を納付した記憶があるので、同期間についても納付していると主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録から、申立期間②については、国民年金に未加入とされており、当時においても未加入期間であったことが推認され、制度上保険料を納付できなかったと考えられる。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入金等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7842（栃木厚生年金事案 1177 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 11 日から 63 年 5 月 1 日まで
A社に勤めていた期間のうち、昭和 63 年 2 月から同年 4 月までの給料支払明細書が新たに見つかったので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間の報酬月額及び保険料控除額が不明であることなどの理由により、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のうち昭和 63 年 2 月から同年 4 月までの 3 か月分の給料支払明細書が新たに見つかったとして、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された給料支払明細書に記載されている給与支給額によると、申立人が主張するとおり、当該支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬

月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 2 月 16 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格は、B 社 C 部で同年 4 月 1 日に取得している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D 健康保険組合から提出された被保険者照会の回答及び B 企業年金基金から提出された「退職慰労金・退職年金（一時金）計算書」により、申立人が申立期間において、B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時、おおむね 3 か月間の試用期間を設けていたとしている上、試用期間中における厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明としている。

また、申立期間当時勤務していた同僚の多数の者は、記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致しない上、これらの同僚は、「申立期間当時、試用期間があり、厚生年金保険に加入するのは正社員になってからであった。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月22日から26年5月15日まで
② 昭和27年2月1日から同年6月5日まで
③ 昭和31年7月1日から同年12月1日まで
④ 平成7年6月26日から8年7月31日まで

申立期間①については、A社の下請であったB区C地区に所在するD社に勤務していた。同社ではE（傷病名）で入院し、健康保険で治療したと思うので厚生年金保険に入っていたと思う。申立期間②については、F社に勤務していたが、給与から厚生年金保険料を引かれていたと思う。申立期間③については、G社に勤め、会社に出入りしていた営業の人と厚生年金保険料等の控除が多いと話をした記憶がある。申立期間④については、H社で一緒に勤務していた同僚が年金をもらっていると聞いたので自分も厚生年金保険に入っていたと思う。

以上の全ての申立期間において、厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社の下請であったB区C地区に所在するD社でI製品を作っていたと述べているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚の供述と申立人が記憶していた勤務場所及び業務内容等が一致していることから、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は、昭和46年10月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主への照会ができない上、申立期間に同

社で在籍が確認できる複数の同僚への照会においても申立人を記憶しているとする供述は得られなかった。

また、上記複数の同僚の供述及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、同社においては申立期間当時、入社してから厚生年金保険に加入するまで数か月を要していることが認められる。

さらに、D社に係る上記被保険者名簿において申立人の名前は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人はF社に勤務していたと申し立てているところ、当該期間に係るF社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している事業主及び複数の同僚の名前が確認できる上、申立人が同僚として名前を挙げた者を記憶している同僚がいることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚は「申立人については記憶が無い。」としている上、F社は平成13年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主へ照会したものの、回答が得られない。

また、F社に係る上記被保険者名簿では、昭和27年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が名前を記憶していた上述の同僚についても、F社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人はG社に勤務していたと申し立てているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月30日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるところ、同日に同社で資格取得している被保険者の大半が、同日までJ社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これについて、G社の元事業主に照会を行ったところ、「J社は、同系列の会社であり、G社で当時組合活動があったため、組合の無いJ社で社員を受け入れ、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が同社の被保険者となったのは、昭和31年12月1日であり、申立人の同社におけるオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、同僚の一人は、J社においては数か月の見習期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

加えて、G社は、昭和34年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっ

ており、事業主からは、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間④について、申立人は複数の同僚の名前を挙げ、当該同僚と一緒にH社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、事業主は「申立人の社会保険及び雇用保険の加入の形跡が無いため、在籍が確認できない。」としている上、複数の同僚照会を行ったが、申立人を覚えているとする回答は得られなかった。

また、申立期間当時、申立人は63歳であるところ、その当時、同社に勤務していたことが確認できる同僚の一人は、「50歳ぐらいで入社した人は、そのまま63歳ぐらいまで厚生年金保険に加入することはあるが、60歳前後で採用された人は最初からパート勤務で厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

- 5 このほか、全ての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7846（茨城厚生年金事案 53 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 16 日から 58 年 4 月 16 日まで

A社に昭和 55 年 5 月から勤務（勤務地は、B事業所）していたのに、厚生労働省の記録によると、同社における厚生年金保険の資格取得日が 58 年 4 月 16 日になっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、今回の申立てについては、年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）からの通知文の内容に納得ができないこと、また、同じ職場の先輩で自分よりも前にA社に入社しB事業所で勤務していた同僚が、同社において昭和 56 年 7 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得しているのので、私も同じ日から厚生年金保険に加入していると思われることから、申立期間を変更して再申立てを行うものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る当初の申立て（申立期間は昭和 55 年 5 月から 58 年 4 月 16 日まで）については、雇用保険の加入記録により、56 年 6 月 16 日以降同社に勤務していたことは確認できるものの、事業主の回答及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できないことを理由に、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和 56 年 7 月 16 日から 58 年 4 月 16 日までの期間に変更して申し立てていることから、周辺事情を含め改めて調査

を行った。

しかしながら、A社において、申立人が勤務地及び仕事内容が同じだったとしている同僚、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者及び申立人と同じ資格取得日（昭和58年4月16日）の者に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

また、今回の申立てについて、申立人からは新たな資料等の提出は無く、このほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 4 月 6 日まで
② 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②において、間違いなく勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和 49 年 4 月 6 日であり、申立期間は、同社が適用事業所になる前の期間である。

また、A社の本部で財務を担当していたとしている同僚は、「厚生年金保険の適用事業所となる許可がなかなか下りなかったようであるが、適用事業所となる前の期間の厚生年金保険料は、給与から控除はしていない。」と供述している。

さらに、申立人が、同じ職場を退職した後、一緒にA社に入社したとしている同僚（雇用保険の資格取得日は申立人と同日の昭和 49 年 1 月 20 日）は、前勤務先での厚生年金保険の資格喪失日から申立事業所での同資格取得日まで国民年金に加入し、当該保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、別の同僚（雇用保険の資格取得日は 48 年 11 月 15 日）も同様に、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係るC人事カード（履歴書兼用）により、「入社年月日昭和58年2月1日」、「解職年月日昭和58年8月31日」の記載が確認できることから、申立人が同年2月1日から同年8月31日までは、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立期間である昭和58年2月1日から同年6月30日までの期間は『D』という厚生年金保険加入の適用対象外の職階であったため厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しているところ、上述の人事カードにより、申立人は、同年6月30日までは「D」という職階であったことが確認できる。

また、申立人が名前を記憶していた同僚は、「申立人の記憶は無いが、E職員は、入社してすぐには厚生年金保険に加入できない。」と供述している。

これらのことから判断すると、B社においては、E職員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから数か月後に加入させていたことがうかがえる。

3 このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月30日から同年11月5日まで

私は、昭和27年10月1日にA社に入社し、その後B社を経て、C社を退職するまでD職として、同じ勤務地で継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録に空白期間は無いはずなのに、A社に勤務していた期間のうち、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。給料から保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶しており、申立人と同日付けでA社に入社し、B社、C社を通して一緒に勤務していたとしている同僚が、「申立人は、申立期間は間違いなく勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年10月1日から同年11月5日までは適用事業所では無くなった期間である上、当時の事業主の所在及び生存が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日昭和27年10月1日に資格取得している者は12人で、そのうち11人が申立人と同日の28年3月30日に資格喪失していることが確認できるところ、同日で資格を喪失している同僚は、「特に会社を辞めたというわけではない。経営のやり方が悪かったのか、仕事がなくなり、職場に行ってもすることがないので、自然に会社しなくなった。解散のような感じであ

った。」と供述している。

さらに、前述の同僚は、「私は、申立人と同じ昭和 27 年 10 月に A 社に入社し、C 社を 35 年 5 月末に退職するまで継続して勤務していたが、申立人と同様、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、当該記録の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月1日から同年12月31日まで
② 昭和34年1月1日から同年12月31日まで

申立期間①について、私はA県B町の世話役の紹介で同郷の人、7人から8人で、C作業員としてD県E区にあったF社（現在は、G社）に勤務し、住まいはE区の同社の寮で同郷の同僚と一緒にあった。

申立期間②について、職業安定所の紹介により、E区にあったH社にI職として勤務した。

申立期間①及び②ともに給与は日払いだったが、厚生年金保険料を給与より控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は同郷の同僚とともに、D県E区のF社に勤務し、日払いの給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述しているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚が、申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、G社では、昭和39年以降しか人事記録等の資料は残っておらず、申立人の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料控除については不明としている。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人が当時一緒に寮に住んでいた同郷の同僚についてもF社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時のF社の社会保険事務担当者は、「当時、手取

りの現金が少なくなるのを嫌い、厚生年金保険に加入しない人が多数いた。私が担当していた中では、申立人の加入手続をした記憶は無い。」と供述している。

加えて、F社の事業所別被保険者名簿の昭和32年4月1日から35年2月1日までの期間を確認したが申立人の名前は見当たらず、健保証の番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は職業安定所の紹介によりE区にあったH社に勤務し、日払いの給与から厚生年金保険料を控除されていたとしている。

しかしながら、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、H社では申立期間当時の資料は見当たらないとしており、申立人の勤務状況が確認できない上、同社に在籍が確認できる複数の同僚への照会においても申立人を覚えているとする供述は得られなかった。

また、申立人と同じI職として勤務していた同僚は、「職業安定所の紹介で来た人は日雇であり、厚生年金保険には加入していなかった。」としており、ほかの同僚の一人は、「会社内の人の推薦などで入社した人はすぐに正社員になれたが、普通の人が正社員になるには半年から一年はかかる上、誰でも正社員になれるというものではなかった。」と供述している。

さらに、H社の事業所別被保険者名簿の昭和32年1月から35年1月21日までの期間を確認したが申立人の名前は見当たらず、健保証の番号に欠番も無い。

- 3 このほか、全ての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7854

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
申立期間について、給与明細で確認できる報酬月額と、日本年金機構からのお知らせで確認できる標準報酬月額が違う。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 6 月 26 日より後の同年 10 月 23 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の妻は、「会社の経営は夫と義兄が行っていたので、社会保険のことも、夫か義兄がやっていたと思う。」と供述している。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は平成 10 年 3 月 2 日付けで代表取締役を辞任しており、当該遡及減額処理が行われた同年 10 月 23 日の時点で代表取締役でないことが確認できるが、申立人の妻は、義兄や同僚に照会しないでほしいとしていることから、上記のほか申立期間当時の申立人の同社での業務内容について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理について職務上関与していたと考えられ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。